



【請願趣旨】

貴議会におかれましては、住民福祉の向上と地域発展にご尽力頂き、心より敬意と感謝を申し上げます。

地域経済の担い手である中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられています。その働き分の報酬が認められ、個人としての人格が尊重されることは当然の権利であり、その実現を願ってこの請願を提出いたします。

所得税法第56条には、「事業主の配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）とあり、家族従業者の働き分を必要経費として認めていません。現行制度は、配偶者は年間86万円、それ以外の親族は年間50万円が控除されるのみで家族労働の実態にそぐわないだけでなく、その社会的・経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけている一要因にもなっています。戦前の「家父長制」の考え方を引き継ぐこのような税制は人権問題であり、もはや時代にそぐわないものとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、働いている実態があるにもかかわらず、申告方法の選択によって納税者を差別していることとなります。青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める制度ですが、こうした認定がなければ「個人事業者は、家族の働き分が認められない」という税制そのものに道理がなく、申告形態に関わりなく「家族従業者の働き分は必要経費に算入できる」を大原則にすべきです。

世界の主要国では、家族従業者の給料を経費とするのは当然としています。日本の所得税法第56条は国連・女性差別撤廃委員会でも「個人事業主や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念する」とし、「家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法見直しを検討することを求める」との勧告を受けています（2016年3月7日女性差別撤廃委員会第63会期 第7次・第8次日本報告審議総括所見より）。日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されています。全国では577の自治体と団体が、県では高知県で全自治体が、滋賀では旧安土町・愛荘町・米原市・野洲市・多賀町・豊郷町・甲良町の7自治体が「働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害」だとして、国に意見書を上げています。

以上のことから、地域経済の担い手である中小業者の地位向上と地域経済の発展、ジェンダー平等社会の実現のためにも、長浜市議会で「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を政府および関係省庁に提出していただきますようお願い申し上げます。

【請願事項】

- 1、 所得税法第56条廃止を求める意見書を政府および関係省庁に提出して頂くこと
（地方自治法99条にもとづき、関係省庁に意見書を提出されたい）